

不動産公売における暴力団員等の買受け防止措置が創設されました

- ◇ 暴力団員等や役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- ◇ 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

浜松市では令和3年7月6日入札分から入札時に
下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります

暴力団員等に該当しない旨の**陳述書**（個人・法人問わず）

- ※ 入札時に陳述書の提出がないと入札無効となります。
- ※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- ※ **提出後の訂正・追完はできません。**
- ※ 従前は市税条例に基づき「暴力団関係者ではないことの誓約書及び照会の同意書」の提出をお願いしておりましたが、今後は陳述書を提出してください。

「陳述書」の書式は浜松ホームページ（ホーム>手続き・暮らし>税金>公売）にて配布中です。

住民票の写し （個人の場合）

登記事項証明書 （法人の場合）

- ※ 入札時に陳述書の提出がないと入札無効となります。
- ※ 住民票の写しは**マイナンバーが記載されていないもの**を提出してください。
- ※ 入札する日において発行後3ヶ月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

- ※ 都道府県また国土交通省（各整備局）が発行する免許証で有効期限内のものを提出してください。

（不動産公売に関する問合せ）

浜松市元目分庁舎 財務部 収納対策課 公売担当

☎053-457-2279（直通）